

吹田市立図書館条例施行規則新旧対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

旧	新
<p><u>(休館日)</u>            第7条 中央図書館、千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館の休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日</u>            (2) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u>            (3) <u>長期整理期間(年間およそ10日間)</u>            (4) <u>館内整理日(毎月最終の木曜日。ただし、法に規定する祝日に当たるときは、その翌日)</u></p> <p><u>(臨時休館)</u>            第8条 館長が必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、<u>臨時に休館し、若しくは休館日に開館し、又は開館時間を変更することができる。ただし、非常災害その他の緊急の事態があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の場合には、館長は事後速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>(休館日等)</u>            第7条 中央図書館、千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館の休館日は、<u>12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p>